第３回世羅町議会定例会会議録

令和８年９月７日
第３日目

世　羅　町　議　会

1．議事日程

令和８年　第３回世羅町議会定例会　　（第３号）

令和８年９月７日

午前９時 00 分開議

於：世羅町役場議場

第１	報告第３号	株式会社セラアグリパーク第 24 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 25 期予算等の報告について
第２	報告第６号	放棄した債権の報告について
第３	報告第７号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第４	同意第 18 号	世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第５	同意第 19 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第６	諮問第３号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第７	諮問第４号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第８	諮問第５号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第９	議案第 42 号	字の区域の変更について
第 10	議案第 43 号	世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第 11	議案第 44 号	令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
第 12	議案第 45 号	令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 13	議案第 46 号	令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
第 14	議案第 47 号	令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 15	議案第 48 号	令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 16	議案第 49 号	令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
第 17	議案第 50 号	令和８年度世羅町一般会計補正予算（第２号）
第 18	議案第 51 号	令和８年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第 19	議案第 52 号	令和８年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）
第 20	議案第 53 号	令和８年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
第 21	議案第 54 号	令和８年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）
第 22	議案第 55 号	令和８年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	亀田知宏	２番	佐倉悠希
３番	矢山　靖	４番	宗重博之
５番	佐々木浩康	６番	福永貴弘
７番	向谷伸二	８番	上本　剛
９番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２０名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工観光課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	山藤弘基
社会教育課長	向原孝樹		
代表監査委員	中洲洋輔		

５．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

開　　議　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　報告第５号　株式会社セラアグリパーク第 24 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 25 期予算等の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　おはようございます。議案書の３ページをお開きください。

報告第５号

株式会社セラアグリパーク第 24 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 25 期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第 24 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 25 期予算等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

株式会社セラアグリパークにつきましては、平成 14 年 11 月１日に設立され、資本金は 1500 万円、世羅町が 51％の株式を保有し、出資比率が自治体にとって２分の１以上となる法人は、地方自治法の定めにより、決算等について、毎年度定期的な報告が義務付けられていることにより報告するものでございます。

（詳細説明）

○議長(髙橋公時）　これをもって報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○２番（佐倉悠希）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　売り上げの中のオンラインショップに関する売り上げが、全体の何％になるかということと、オンラインショップのリピーターを増やすための取組みの方針等、現状取組んでいることについてお伺いします。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　お答えいたします。オンラインショップの売り上げにつきましては約 10％でございます。またリピート率につきましては、そのうちの、また 10％程度ということで把握しておるところでございます。
　またオンラインショップの販売促進につきましては、直接の出店販売等でも、ＱＲコード、そういったところを配布いたしまして、直接また購入いただけるような、そういった取組みを進めておるところでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　では現金のことについてお伺いします。令和５年度からの現金なんですけれども、令和５年度が約 9179 万円です。令和６年に 7866 万、そして今年度は 6618 万と約２年間で 2560 万円が激減しています。これは全体の約 28％ですが、この激減している根本的な要因は何なのかを１点。それから長期借入金ですが、前年度よりも約 1100 万増えております。5477 万円ですね。長期借入金が増えた理由ですね、これ。この借入の返済日数や金利及び契約条件、及び今後の金利負担と想定した返済計画等お示しください。
○副町長（金廣隆徳）　議長。
○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　それでは、私よりお答えを申し上げます。この株式会社セラアグリパークにつきましては、第３セクター、町が 51％の株主を保有する株式会社でございます。町からその取締役が選出をされ、その互選によって私が代表取締役を仰せつかっているという観点から、経営内容、また今後の方針、融資の受け入れ等に株主総会を通じて把握をしておるところがございますので、

私からご答弁を差し上げます。

まず、２点いただいてございますけれども、１点目は現金預金、２点目は長期借入金、融資に伴うご質疑でございます。

１点目の現金預金につきましては、手元資料、また傾向として、第 23 期と第 24 期、令和６年、令和７年につきましての比較の分析についてご答弁をすることで、ご勘弁いただきたいと存じます。

今期につきましては、現金預金、貸借対照表のいわゆる資産の部でございますけれども、現金及び預金の減額と棚卸資産がほぼつり合った形となってございます。現金預金の減少につきましては、醸造したワインにつきましての大口のいわゆるコラボワインにつきまして、この製造のスケジュールが１年、受注生産方式に改められたということで在庫に反映をしているということから、要した経費の部分の在庫への返還によりまして、現金預金が減少、棚卸資産が増加をしておるものでございます。売れるもの、しっかり商品としてあるものを、これからしっかりと売っていくことで、現金預金の回復に努めたい、そのように株主総会でも議論をされたところでございます。

次に、借入金でございますけれども、現在の長期借入金の償還残額につきましては、お手元の貸借対照表によるところでございます。現在のセラアグリパークの融資につきましては、第 24 期によりまして 2000 万円の長期借入金を融資実行をいただいたところでございます。これまでの現行償還を行っております３口の計 4500 万余の融資につきましては、順調に返済を行っているところでございます。株式会社セラアグリパークにつきましては、第 23 期までに計８件の融資を１億余受けておりますが、その返済は既に 6700 万余、返済を完了しておるところでございます。これからの返済計画につきましては、融資をいただいた金融機関としっかりと密接に協議を行いながら、議員ご指摘の借り入れに伴う利率については、現行２％が規定利率として受けて償還をしておるところでございます。今後の償還の最終年にあたりましては、営業期として第 33 期、令和 17 年をもちまして、全ての償還を終えていく、その償還計画で進んでおるところでございます。

現金預金につきましては長期借入金に見合ったものがあるところでございまして、短期支払い能力は保たれているものの、現在の経営状況をしっかりと見直

す中でこの償還を完遂してまいりたい、そのように議論されております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○５番（佐々木浩康）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。
○５番（佐々木浩康）　３ページの貸借対照表の純資産の部で、自己株式を売却されているんですかね、これは。この理由を教えてください。
○副町長（金廣隆徳）　議長。
○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　それでは会社の資産に詳細によるところでございますので、私よりご答弁を申し上げます。議員ご質疑の貸借対照表のうちの自己株式のマイナス 225 万円のところのご質疑と承ります。このマイナス 225 万につきましては自己株式として所有をしておるものでございます。株式会社セラアグリパーク設立当初につきましては、町とそれから株主であります小西酒造様、またレストランを当初運営をしておりましたダイナック様、３者によりましての株主構成でございました。

詳しい年次につきましては、今、手元にございませんけれども、このレストラン経営につきましては、このマイナス 225 万の株主を有しておられました者がいわゆるこの経営から撤退をされたということで、自社株式につきまして自己株式として保有をしておるものでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番（宗重博之）　では同じく３ページ、流動負債のところでお伺いします。通常の取引先への支払いである買掛金約 594 万円ですね、に比べて未払金が、約９倍にあたる 5300 万円と突出しております。これはおそらく慢性的なものであると思いますけれども、やや不透明なものでありますので、支払いの目処は立っているのか、これをお聞きします。
○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　私よりお答えをさせていただきます。まず買掛金と未払金の金額の差についての大きな差があるということで、ご質疑の焦点といただいておるところでございます。

買掛金につきましては、第23期が900万余でありましたものが、現在は600万弱という形で圧縮をしておるところでございます。一方、ご指摘いただきました未払金につきましては、第23期決算が5700万余ございましたものが現在では5300万余という形でございまして、約400万の減少を見ておるところでございます。この未払金の大きなところにつきましては、設立に当たりまして、また設立以降につきまして、株主であります小西酒造様からの派遣で、このワイナリーのセラアグリパークの経営、また運営を立ち上げてきた経過がございます。その折の株主様からのいわゆる労務提供を含めましたその部分をこの経営を行いながらお返しをしておるという状況でございます。これは返済計画、また月々の支払いを滞りなく行っておりまして、今後につきましても、この未払金の減少を努め、償還可能なもの、また解消可能なものとして努めておるところでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　４ページ損益計算書の売上高を見ますと、やはりワインの売上高が多くを占めていることが垣間見ることができまして、今後、売上高を上げていくためどのような施策をお考えなのか、お伺いしたいと思います。昨年度、せらワイナリーさんのワインは、さまざまな賞を受賞してこられて、攻める良い機会にもなるんではないかと、私個人的には思っておりますので、その辺を含め、今後の売上高向上に向けた目標や戦略などあればお伺いいたします。
○商工観光課長（山崎　誠）　議長。
○議長（髙橋公時）　商工観光課長。
○商工観光課長（山崎　誠）　お答えします。アグリパーク様からの方針につきまして伺っているというところをご報告させていただきます。

まず、現在ヴィンテージ物そういったところをこれからしっかり売っていこ

うということで、ステンレスの樽からすぐ販売するのでなく、一旦樽へ移し替え、それをさらに熟成させて、それをしっかり売っていこうと。そういう方針を持たれておりますし、また VTuber とのコラボ商品、これにつきましてもこの度は受注納品、そういったところの端境期でございましたけれども、今度は第３弾ということで取組んでまいられます。

また、社員一丸となられましてしっかり出店、そういったところへも、また従来から納品している者のほうへも、販売状況、そういったところを確認しながら、しっかり継続的なＰＲを行いながら、しっかりワインを売っていくと、そういう体制を築いていくということで、社員一丸となって取組まれるということで聞いております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　私のほうからは、将来的なことを含めてお聞きしたいんですが、製造原価のところ、減価償却費０の状態でずっと続いているわけなんですが、施設のほう、20 周年を迎え老朽化しております。

生産者のほうでいうと、今後施設の更新を含めてどうなっていくのか。生産者農家のほうにつきましては、将来的な姿が見えてこない面がございます。減価償却費がない中での、収支がトントンのような状態が長らく続いております。将来的なそこの減価償却費が今後どうなっていくのか、設立当初は補助金を入れて、整備してまいりました。いずれ更新していきます。そこの更新のあり方が今後どのような事業内容を思い描いておられるのかお聞きします。

○議長（髙橋公時）　これは田原議員、５ページの減価償却等の関連の中でということでいいですかね。ちょっと一般質問にならないように数字を示してお願いします。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、減価償却費につきましては、施設につきましては基本町の所有ということでございますので、いろんなシステムといいますか、そういったところの減価償却費

はアグリパーク様のほうで持っておられるという状況でございますけれども、これから議員おっしゃいますように、今、開園、スタートしまして20年を過ぎました。特に私どもも心配しておりますのが、醸造設備、そういったところの更新をどうしていくかというところで、非常に今、いい方策、そういったところを探っておるところでございます。場合によりましては、アグリパーク様のほうで補助を受けていただいて、そういったところにしっかり町も支援をしていく。そういった形も含めまして、今検討をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○10番（藤井照憲）　議長。

○10番（藤井照憲）　予算についてお伺いしたいと思います。令和7年度の決算で営業利益、要は、ワイナリーの生産に伴う利益、この部分がこの営業利益になるかと思うんですけれど。これが800万あまりの赤字になっておる。じゃあ令和7年度の予算、このときには300万余りの黒字が出るような計画を立てられて、結果800万のマイナスになっておる。プラスマイナスすると1000万からぶれが出てるわけなんです。

令和6年度はどうかというと、決算では500万の赤字です。予算では300万の黒字です。差し引き800万のずれが生じているわけなんです。要は、年度当初、ですから今期で言いますと、来期の25期の予算書の組み立ては84万7000円のプラス、このようになっているわけなんですけれど、決算で見たときには、またずれが生じると思うんです。

過去の数字からするとですね、大きな予算と決算の差が生じております。今期の反省を見てですね、25期予算の中身をどのように組み立てて、利益を上げようとされるのかお伺いします。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　それでは予算につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。まずプラスに持っていくために、まずは売っていくというところで、利益の改善を金額別にご報告しますと、300万を見込んでおられます。また、経費縮減として、人員のシフト改善、また最近のAI技術も進んでおりま

すけれども、一つはポップ作成につきましても、そういった技術を導入しまして、作業にかかる人員の時間短縮、そういったあたりで人件費にかかるところで250万、その他販売管理費の削減で150万、不採算商品や事業の整理、また棚卸で残っているものの有無の点検、不人気商品・製品の見直しによりまして、150万の増、併せて850万余りを改善していく方向での予算立てと聞いておるところでございます。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　ただいま予算の中を節減して利益へ持っていくと、このように答えられたんですけど、商売する人は身を切って成功する例はないんですよ。いかに投資をして回収するか、この投資のチャンスをどう生かしていくかと、これが商売する上で大切なことと思うんです。まずは精神論をお伺いしたいと思います。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　それでは私よりお答えをさせていただきます。担当課長からは、約850万円のその損失をどのように解消していくか、数字の部分で端的に述べさせていただいたところでございますけれども、会社として株式会社セラアグリパークとしてどのような姿勢で臨むのかといったところのご質疑をいただきました。その部分としましては、今期の反省点として来園者数に大きく売り上げが左右されているといったところでございます。そういったことというのは、非常にその年々、またその状況によって大きく上下してしまうといったところがございます。また商品が増えるほど売れ筋が分散してしまうというような昨今の状況もございます。そういった中で、やはり集客商品であったり、また主力高付加価値商品を明確化して、重点商品をしっかり前面に出していく。これは特に関東圏についてですね、ＥＣサイトにつきましては、そのままの販売価格で送料も踏まえてお買い上げいただくことができます。そういったところに粗利益が生み出せるところにしっかりと傾注をしていくといったところを心がけてまいりたい、そのように議論されておるところでございます。また、売り上げだけでは改善点が見えにくいというところがございますので、商品別の粗利

がどうなのか、また部門別の粗利がどうなのか、そういったところの解析をすることが必要であり、利益中心の経営転換を今一度考える必要があると受け止めておるところでございます。

そして特に重要なのは、やはり集客も必要でありますけれども、その集客され、来られた方が、いわゆる頻繁に訪れていただく、EC サイトも踏まえて頻繁にお買い上げをいただくということ、来園者を顧客化していくといった方針をしっかりと打ち出してまいりたい、そのように議論をされておるところでございます。数字ではなく文章としての思いという形になりましたけれども以上でございます。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　このワイナリーがですね、地域経済に果たす役割は大きいと思うんです。ぶどう生産農家の経営を安定させて、なおかつ町内での経済循環を良い方向に回してると。このように考えるわけなんですけれど、この中の、販売管理費の中で広告宣伝費、これが 100 万あまり増えているわけなんですけれど、確かに大妻学院での販売とか、東京都での販売、それから当然、東京のタウの販売、これらでローカルなワインを大きく宣伝して、世羅町のぶどう農家の生産の確保、これに繋がる営業をされているわけなんですけれど、来年度の販売促進の広告宣伝費、これはどのようなお考えで進める予定でしょうか。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　お答えいたします。まず広告宣伝費でございますが、この度の 24 期の営業の状況、そういったところからの総括、点検等もされまして、ワイナリーも 20 周年を迎えたわけでございますけれども、なかなかこの間、チラシ、パンフレット、そういったところがリニューアル、そういったところもできてなかったという状況も踏まえまして、しっかりその辺りもやはり今一度見直しをされまして、チラシそういったところもしっかり広報していこう。またしっかり道の駅や、また町内の店舗、そういったところにもしっかり置いていただこうということで、まずはしっかりＰＲをしていこうということで、そういった経費も含めまして増額での取組みをされるということで聞いておる

ところでございます。以上でございます。
○副町長（金廣隆徳）　議長。
○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　担当課長が答弁したところでございますけれども、補足をさせていただきたいと思います。町内のパンフレット、また20周年を契機としたいわゆる会社の紹介、フライヤーまた記念誌等を発刊をいたしましたけれども、その部分に一定の経費は今回の決算の中にも含まれておるところでもございます。さらに販売促進をしていく部分としましては、現在取組みを行っておりますけれども、関西圏、関東圏につきましてしっかりと出ていく。お客様へ試飲をしていただき、またボトルのお買い上げ、そしてECサイトへ繋いでいくといったことを地道にやっていく心構えでおります。試飲を通じた1杯の試飲がそれを繋いでいくといった形で社員がそれぞれにそれぞれの場所へ出かけて行く。そういったところで努めてまいりたいと存じます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。
○４番（宗重博之）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。
○４番(宗重博之）　それでは純資産についてお伺いします。平成28年には5730万円あった純資産が、令和7年度には3354万円と約41％減少しています。ここまでの長期にわたる会社の財産毀損に対して、主要株主である世羅町としての監督責任及び経営陣の経営責任をどのように考えておられるのか伺います。
○副町長（金廣隆徳）　議長。
○議長（髙橋公時）　副町長。
○副町長（金廣隆徳）　それでは、お答えをさせていただきます。平成23年からの推移をご指摘をいただいたところでございます。現在につきましては、こちらの貸借対照表に示されるとおり、純資産は3354万1685円という形でご示唆をいただいたところであろうかと思います。その中での特に着目すべきのところでございますけれども、これにつきましては繰越利益剰余金、そういったところが一つの指標としてしっかりとらまえるところがあると認識をしておるところでございます。
　議員ご指摘をいただきましたように、平成23年の６月期におきましては、繰

越利益剰余金につきましては1400万余という形で決算書確認をしておるところでございます。現在におきましては2000万余、その他利益剰余金2079万1685円という形で推移をしてきているところでございます。その間につきましては、非常に10周年また来園者が非常に多く、非常に芳しいときもございましたけれども、中途の第18期、令和２年につきましては、コロナ禍、またそれまでの雑損いわゆるワインの底に溜まった澱（おり）の処分、そういったところ酒税の制限もございまして、1500万余の損失を計上した経過もございます。おしなべて見る中では、一時期のピークからは下降しておるところは現実でございます。町としましてしっかりと支援をしていくところは元より、良い会社としましてこれを今まで歩んできたところを振り返りながら、しっかりと荷物を背負って邁進をしていくことで、この経営改善、そしてこれからに繋げてまいりたいと議論をされておるところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第５号　株式会社セラアグリパーク第24期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第25期予算等の報告について　を終わります。

日程第２　報告第６号　放棄した債権の報告について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　議案４ページをお開きください。

報告第６号

放棄した債権の報告について

世羅町債権管理条例（令和８年世羅町条例第11号）第17条の規定に基づき、別紙のとおり町の債権を放棄したので、同条例第18条の規定により報告する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

１　放棄した債権

債権の名称	債務者	債権の額	放棄の内容
生活保護法第78条による徴収金	住所　世羅町 氏名　個人	161,850円	（１）放棄の事由 世羅町債権管理条例 第17条第１項第５号 （２）放棄年月日 令和８年３月31日
	住所　世羅町 氏名　個人	74,870円	（１）放棄の事由 世羅町債権管理条例 第17条第１項第５号 （２）放棄年月日 令和８年３月31日
計	２人	236,720円	

以上報告を終わります。

○議長（髙橋公時）　これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　先日の全員協議会でも確認したんですが、できなかったところ、改めて要件に沿って適正に判断しているのか、確認させてください。

今回の先ほど説明ありました78条による徴収金２件合わせて23万6720円債権放棄したと報告があったんですが、全協資料に条例の抜粋が添付されています。

法定相続人が、全て死亡していると今報告あったんですが、この相続人の調査、これは具体的にどの範囲まで行ったのか。そしてこの17条第１項第５号では、相続財産の評価額が、強制執行に要する費用や、優先して弁済を受ける債権権利の合計額を超えないと見込まれることも条件となっています。この評価額のことも要件と謳われているんですよね、この条例。今回のこの２件について、相続

財産の有無や内容をどのように調査、評価して、その結果、17 条第１項第５号の要件を満たすと判断したのか、そのあたりを伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは、２点ご質問いただきましたので、お答えします。まずは法定相続人の具体的な調査の方法についてのご質問です。

まず１件目の放棄案につきましては、債務者である被保護者が、平成 26 年に亡くなられ、また、法定相続人である債務者の子も、令和２年に亡くなられておられます。その後の戸籍謄本や除籍謄本を取り寄せる中で、法定相続人となる子、父母、祖父母、兄弟姉妹が亡くなられておられることを確認いたしました。

また、２件目の放棄案件につきましては、債務者である被保護者が平成 28 年に亡くなられ、婚姻歴もなく、子もいなかったため、戸籍等の調査により、法定相続人を調査いたしましたが、全てお亡くなりになられておることを確認いたしました。

また２点目のご質問ですが、世羅町債権管理条例第 17 条第１項第５号中に相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるときについてのご質問でございますが、この２件の放棄案件につきましては地方自治法に基づき、督促状の送達、分納管理、担当ケースワーカーによる納付指導を適宜行ってまいりました。しかしながら本来、裁判所を通じて法的措置を講ずるべきところではございますが、被保護世帯が生活保護を受給中に、町のほうも預貯金の把握を行っておりましたし、債務者の生活実態を見る中で、固定資産である土地や家屋を差し押さえて換価するといった法的手続きを講じても、訴訟費用のほうがかかるということで、条例第 14 条に基づく徴収停止を行っております。

いずれにしましても２つの非強制徴収公債権につきましては、公平性の担保の基準に則し、世羅町債権管理条例に基づく債権管理会議において発生の経緯や回収の努力、時効の管理についてご説明をし、債権の放棄の決定について意見を求めてまいりました。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第６号　放棄した債権の報告について　を終わります。

日程第３　報告第７号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について　を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　議案６ページをお開きください。

報告第７号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

１　専決処分の内容

町の管理する道路での事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方　　所有者

住　所　　広島市南区

氏　名　　広島市南区在住　個人

事故の概要

（１）事故発生年月日　令和８年６月 14 日午後 10 時 30 分頃

（２）事故の発生場所　世羅町大字黒渕　町道安田賀茂線

（３）事　故　の　状　況　上記日時、町道安田賀茂線を自動車で走行中、車道上

の落石に衝突し、左側前輪のタイヤ、ホイール、ドライブシャフト及びボディが破損した。

損害賠償の額につきましては、町の過失割合を６割とし、修繕費用 47 万 8000 円の６割にあたります 28 万 6800 円としております。

２　専決処分年月日

令和８年７月 24 日

○議長（髙橋公時）　議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第７号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第４　同意第 18 号から日程第８　諮問第５号までの５件の採決は、無記名投票で行います。

記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票　及び　賛否が明らかでない投票は、会議規則の規定により、反対とみなします。

この取扱いについては、各議案の採決の際に改めて申し上げませんので、ご了承願います。

日程第４　同意第 18 号　世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　議案８ページをお開きください。

同意第 18 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第３項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　森　　健

生　　年　　昭和 35 年

住　　所　　世羅町大字伊尾

任　　期　　令和８年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日まで

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の森　健さんが、令和８年９月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第３項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

森　健さんの略歴でございます。昭和 58 年に旧甲山町の職員として採用されました。その後、税務課の勤務が長く、平成 21 年からは係長として、平成 29 年からは課長として、令和２年３月 31 日の退職までを税務経験豊富な職員としてご勤務いただきました。

現在では伊尾自治センター長を務められており、地域の信望も厚く、現在も世羅町固定資産評価審査委員会委員でございまして、適任であるということで、同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は　１１　名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　呼）

1番　亀田知宏議員　　2番　佐倉悠希議員　　3番　矢山　靖議員

4番　宗重博之議員　　5番　佐々木浩康議員　　6番　福永貴弘議員

7番　向谷伸二議員　　8番　上本　剛議員　　9番　松尾陽子議員

10番　藤井照憲議員　　11番　田原賢司議員

（点呼順に投票）

投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に　9番　松尾陽子議員　10番　藤井照憲議員　を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１１　　票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち　有効投票　　１１　票

無効投票　　０　票　であります。

有効投票のうち　賛成　　１１　票

反対　　０　票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第18号　世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、森　健（もり　けん）さんを　同意することに決定しました。

日程第５　同意第19号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　議案９ページをお開きください。

同意第19号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　奥　田　正　和

氏　名　　堺　秀裕

生　年　　昭和36年

住　所　　世羅町大字小世良

任　期　　令和８年11月18日から令和12年11月17日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の堺　秀裕さんが、令和８年11月17日をもって任期満了と

なるので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

堺さんの略歴でございます。

堺さんは、県立学校並びに県内の教育事務所におきまして、長年、学校事務職と教育行政職に携わってこられました。特に平成 22 年から５年間は、広島県立加茂北高等学校と広島県立吉田高等学校で事務長。そして、平成 27 年から６年、広島県立神辺旭高等学校で総括事務長という学校事務を担う管理職として力を発揮されております。現在では非常勤職員として、広島県立世羅高等学校に勤務をされている状況がございます。

令和６年１月 31 日に前教育委員がご病気により辞任をされました。その任期を受け継ぐ形で教育委員に就任されたところでございます。これまでの経験、また地元で子育てをした保護者としての経験、地域おこしグループのリーダーとしての経験など、豊富な知識と経験を踏まえて、現在教育委員として非常に的確な視点を持って意見や指摘をしておられます。学校訪問におきましても、授業はもちろんのこと、施設設備について、予算面の状況も照らし合わせ、質問や確認をするなど、教育内容と教育環境の両面で適切な意見を出しておられます。幅広い識見と豊富な経験を有されている堺　秀裕さんは、本町の教育委員として適任であると考え、同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は、11　名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範)　(点　呼)

1番　亀田知宏議員　2番　佐倉悠希議員　3番　矢山　靖議員

4番　宗重博之議員　5番　佐々木浩康議員　6番　福永貴弘議員

7番　向谷伸二議員　8番　上本　剛議員　9番　松尾陽子議員

10番　藤井照憲議員　11番　田原賢司議員

(点呼順に投票)

○議長(髙橋公時)　投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番 田原　賢司議員

1番 亀田　知宏議員　を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数　１１　票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち　有効投票　１１　票

無効投票　０　票　であります。

有効投票のうち　賛成　１０　票

反対　　1　　票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、同意第19号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて　は、堺　　秀裕（さかい　ひでひろ）さんを同意することに決定しました。

この際、日程第６　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第８　諮問第５号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての「３件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　議案10ページをお開きください。

諮問第３号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　松尾　明子

生　　年　　昭和40年

住　　所　　世羅町大字賀茂

提案理由でございます。

人権擁護委員の見藤孝二さんが任期途中で退任されたため、新たに法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

松尾　明子さんの略歴でございます。昭和61年から民間事業者にお勤めをされておりまして、その後退職、その後塾の講師や臨時職員をされております。平成７年からは英語教室を４年間され、平成11年からはキッズイングリッシュク

ラブ、これも英語教室でございますけれども、現在に至っておるところでございます。

松尾さんは豊かな知識、また人間性を持ち、加えてその人柄が非常に温厚で包容力がございます。今申し述べたように、さまざまな英語教室等の経営をされる中で、多くの子どもたちに接し、家庭や学校における児童生徒のさまざまな人権問題にも関心を持たれ、人権擁護委員活動への熱意にあふれた方でございます。人権擁護委員として適任であると考え、松尾さんの新任をご提案させていただくものでございます。

続きまして、ページ 11 ページをお開きください。

諮問第４号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　荒谷　誠

生　　年　　昭和 39 年

住　　所　　世羅町大字東神崎

経歴でございます。

昭和 63 年に世羅町立西大田小学校勤務を初任とし世羅郡内、延べ８校で学校教員として勤務をされておられました。令和６年３月世羅町立甲山小学校をもって教諭を退職されたところでございます。現在においては、令和６年から元気塾というものを開業されており、豊かな知識、人間性を持ち、加えてその人柄が非常に誠実で責任感がございます。この長年の小学校での勤務については、児童生徒のさまざまな人権問題にも関わってこられまして、熱意にあふれ、人権擁護委員として適任であると考えております。荒谷さんの新任をご提案させていただくものでございます。

続きまして、ページ 12 ページをお開きください。

諮問第５号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

氏　　名　　國藤　澄江

生　　年　　昭和35年

住　　所　　世羅町大字西上原

略歴でございますけれども、昭和58年に世羅町役場に保健師として就職をされたところでございます。令和３年３月をもって退職となられましたが、その後も臨時職員、また会計年度任用職員として子ども家庭支援員を務めていただき、本年３月31日に退職をされたところでございます。

今回の、失礼しました提案理由でございます。人権擁護委員の島津智子さんにつきまして令和８年12月31日をもって任期満了となるので、新たに法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

國藤さんは、また豊かな知識と人間性を持たれ、加えてその人柄は温情が深く、共感力を持っておられます。この役場勤務内のときにおいては、保健師として、子どもや高齢者及び障害者等の支援に関わってこられました。人権擁護活動に熱意のある方でございまして、適任となると考え、國藤さんの新任を提案させていただくものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

失礼しました。ページ11ページをお願いいたします。荒谷　誠さんの提案理由を読み上げておりませんでした。

人権擁護委員の宗金美恵さんが、令和８年12月31日をもって任期満了となるので、新たに法務大臣へ推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。失礼いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

一括議題とした「３件」の採決は、議案ごとに「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

最初に　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は　　11　　名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　呼）

１番　亀田知宏議員　　２番　佐倉悠希議員　　３番　矢山　靖議員

４番　宗重博之議員　　５番　佐々木浩康議員　　６番　福永貴弘議員

７番　向谷伸二議員　　８番　上本　剛議員　　９番　松尾陽子議員

10番　藤井照憲議員　　11番　田原賢司議員

(点呼順に投票)

○議長（髙橋公時）　投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に　２番　佐倉悠希議員、３番　矢山　靖議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１１　票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち　有効投票　１１　票

無効投票　０　票　であります。

有効投票のうち　賛成　１１　票

反対　０　票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、　松尾　明子（まつお　あきこ）さんを適任とすることに決定しました。

次に　諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は　11　名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　呼）

１番　亀田知宏議員　　２番　佐倉悠希議員　　３番　矢山　靖議員

４番　宗重博之議員　　５番　佐々木浩康議員　　６番　福永貴弘議員

７番　向谷伸二議員　　８番　上本　剛議員　　９番　松尾陽子議員

10番　藤井照憲議員　　11番　田原賢司議員

（点呼順に投票）

○議長（髙橋公時）　投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に　４番　宗重博之議員、５番　佐々木浩康議員を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１１　票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち　有効投票　　１１　票

無効投票　　０　票　であります。

有効投票のうち　賛成　１０　票

反対　　１　票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、荒谷　　誠（あらたに　まこと）さんを適任とすることに決定しました。

次に　諮問第５号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

ただいまの出席議員は　　11　　名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）　（点　　呼）

1番　亀田知宏議員　　2番　佐倉悠希議員　　3番　矢山　靖議員

4番　宗重博之議員　　5番　佐々木浩康議員　　6番　福永貴弘議員

7番　向谷伸二議員　　8番　上本　剛議員　　9番　松尾陽子議員

10番　藤井照憲議員　　11番　田原賢司議員

（点呼順に投票）

投票もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 福永貴弘議員

7番 向谷伸二議員　を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

（事務局による開票）

（投票結果報告）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１１　票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち　有効投票　　１１　　票

無効投票　　０　票　であります。

有効投票のうち　賛成　　１１　　票

反対　　０　　票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第５号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、國藤　澄江（くにとう　すみえ）さんを適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

ここで休憩といたします。再開は１０時５０分であります。

休　　憩　１０時３０分

再　　開　１０時５０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

再開前に先ほど諮問第５号　提案理由において訂正がございますので、発言を願います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　12 ページ　諮問第５号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の際に、人権擁護委員の島津　智子（ちかこ）さんでなければいけないところを、ともこさんと間違って読んでしまいました。正確には島津　智子（ちかこ）さんでございます。よろしくお願いします。

○議長（髙橋公時）　訂正を終わります。

各議案の採決に入る前に議員へ申し上げます。

これから後の議案の採決は、電子表決システムにより行います。

なお、会議規則の規定に基づき、表決確定の宣告がなされた場合で、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

この取扱いについては、各議案の採決の際に改めて申し上げませんので、ご了承願います。

日程第９　議案第 42 号　字の区域の変更について　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　議案 18 ページをご覧ください。

議案第 42 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第１項の規定に基づき、世羅町所在の、別表の左欄に掲げる字の区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更するため、町議会の議決を求める。

なお、この議決に係る字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第４項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

令和２年度より実施された農業競争力強化農地整備事業　西大田地区に伴い、世羅町大字賀茂字寺山、字大通、字野阪、字土済、字撰利、字御崎野の一部に字の区域を変更する必要が生じたので、換地計画樹立のため字の区域を変更したいものであります。

（詳細説明）

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

賛成全員　であります。

したがって、議案第 42 号　字の区域の変更について　は　原案のとおり可決されました。

日程第 10　議案第 43 号　世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　議案 15 ページをお開きください。

議案第 43 号

世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 43 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

人事院規則（特殊勤務手当）の改正に準じて、災害応急作業等手当等に係る世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 43 号　世羅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 11　議案第 44 号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、日程第 16　議案第 49 号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「６件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和）　議長。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　お手元に令和７年度決算について（概要説明）をお開きいただきたいと思います。なおこの説明につきましては、一部抜粋しての説明となりますことをお許しいただきたいと思います。

令和７年度決算について（概要説明）

本日、ここに令和７年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、令和７年度における本町の行財政運営の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、７月に発生した「令和８年熊本地震」、そして８月に発生した「令和８年千葉豪雨」により、お亡くなりになった方々に対し、謹んで哀悼の意を表

しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。あわせて、８月 27 日からの富山県、石川県及び福井県における大雨により、被災された皆様にも、心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様の一日も早い安全の確保と、被災地域の復旧・復興が進み、平穏な日常を取り戻されますことを、心よりお祈り申し上げます。

さて、令和７年度の国内経済は、賃上げや設備投資など前向きな動きが見られた一方、物価上昇が続き、個人消費の回復が力強さを欠くなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

こうした中、国においては、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」及び「国民の安心・安全の確保」を３本の柱として、デフレに後戻りしない成長型経済への移行を進めてまいりました。

このような情勢のもと、本町では、平成 28 年度から令和７年度までを計画期間とする「世羅町第２次長期総合計画」に基づき、各種施策に取組んでまいりました。令和７年度は、その最終年度として、これまでの取組を総括し、成果と課題を整理するとともに、令和８年度から令和 17 年度までを計画期間とする「世羅町第３次長期総合計画」を策定いたしました。第３次長期総合計画では、これまでの成果を継承・発展させながら、本町が抱える課題に的確に対応し、将来にわたって魅力と活力のあるまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和７年度に実施いたしました主な施策について、第２次長期総合計画に掲げた５つの基本目標に沿って、要約してご説明申し上げます。

なお、２ページから 10 ページにかけて、令和７年度の主な施策の内容を詳しく記載しておりますことを申し添えます。

最初に、「一般会計」について、申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額は、歳入総額 126 億 3,542 万円、歳出総額 123 億 1,120 万円となりました。 －

２ページから３ページの「健幸づくり」でございます。

健康増進対策では、ライフステージに応じた事業展開により、主体的な健康づくり活動を推進してまいりました。また、疾病予防対策では、疾病の早期発見と健診受診率向上、後期高齢者の疾病や重症化の予防に取組んでまいりました。さらに、感染症対策では、新たに高齢者を対象とする帯状疱疹予防接種を開始いた

しました。

医療対策では、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制を堅持するため、医師確保や施設整備等を支援いたしました。また、医療機関が閉院した地域において、通院が困難な方への移動型医療サービス事業を開始いたしました。

高齢者保健福祉では、外出支援事業「せらたすき一券」を電子化し、利便性の向上を図ってまいりました。

子育て支援では、子育て世代包括支援センター「だっこ」を拠点として、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援に取組んでまいりました。また、母子手帳アプリ「母子モ」による妊娠届出時の面談予約に加え、24 時間医師に相談できる「医療相談アプリ」を導入いたしました。

保育では、病児保育、3 歳未満児の保育料無償化を継続し、保護者の就労支援と負担軽減に努めてまいりました。

そのほか、新たな事業として、子育て家庭転入助成金、進学祝金、妊産婦通院助成を創設し、経済的支援を図ってまいりました。

障害者福祉では、合理的配慮の提供や地域生活支援拠点の整備・充実を図るとともに、切れ目のない支援に努めてまいりました。また、社会福祉法人の障害者グループホーム建設費を補助し、障害のある方の自立支援に取組んでまいりました。

続いて、３ページから５ページの「ものづくり」でございます。

農業振興では、新規就農希望者の研修受入れや、農業人材育成、集落法人・認定農業者の機械導入等の支援、園芸作物の生産強化、販路拡大などに取組んでまいりました。また、農業経営収入保険への助成を継続するとともに、新たに飼料価格高騰への支援を実施いたしました。

中山間地域等直接支払交付金では、80 集落・32 個別協定、多面的機能支払交付金では、29 活動組織の取組を支援いたしました。

農業生産基盤や生産環境の整備を推進するとともに、県営ほ場整備事業では、新たな地区が事業採択されました。

鳥獣被害対策では、緊急捕獲活動に加え、144 件の侵入防止柵設置等を支援した結果、イノシシ・シカの捕獲頭数や農作物等の被害面積・被害額は、前年度から減少しており、一定の効果が得られたものと考えております。

畜産振興では、訪問指導や畜産臭気対策等への支援を行い、林業振興では、森林の公益的機能の保全と鳥獣被害低減を図り、森林を守り育てる取組を推進するとともに、森林資源の適切な管理に努めてまいりました。

商工業振興では、企業の設備投資や中小企業の運転・設備資金への支援、後継者育成の推進のほか、経営・創業支援を関係機関と連携して実施いたしました。

観光振興では、観光振興補助金制度の充実のほか、観光事業者と連携し、台湾、シンガポール、タイ及び大韓民国でのプロモーション・セールス活動を実施した結果、インバウンド客は着実に増加しております。また、道の駅世羅では、町内周遊への情報提供に努めるとともに、駐車場拡張に向けた準備を進めてまいりました。さらに、観光施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の廃止や譲渡による民営化などに取組んでまいりました。

続いて、５ページから７ページの「人づくり」でございます。

教育の面では、「世羅の未来を支える人・社会・環境づくり」を基本理念とし、品格と潤いのある教育を推進してまいりました。

学校教育では、ICT を利活用した授業改善、キャリア教育、幼保小連携・小中高の連携を進めるとともに、英語力向上や中学生海外研修の充実など、児童・生徒の豊かな学びを支援してまいりました。また、令和７年４月から新学校給食センターを供用開始し、食育推進を図るとともに、部活動の地域展開に向けた体制づくりを進めてまいりました。

社会教育では、町民の主体的な活動の支援と促進、読書活動の推進と図書館機能の充実、優れた文化・芸術活動にふれあう機会の提供、文化財の保護・活用、スポーツ・体力つくりの推進などを重点施策として、各種事業に取組んでまいりました。

人権教育・啓発の推進では、広報啓発に加え、関係機関等と連携して、人権研修会の開催や人権相談所の開設等に取組んでまいりました。

男女共同参画の推進では、地域勉強会の支援とともに、「第４次世羅町男女共同参画行動計画」策定に向けたアンケート調査を実施いたしました。

続いて、７ページから９ページの「安全安心づくり」でございます。

地域情報関係では、光ファイバー網の適切な管理、せらケーブルねっとへの加入促進のほか、町公式ホームページ・ＬＩＮＥによる情報発信の充実に努めると

ともに、高齢者を対象としたスマートフォン相談会を継続し、デジタルデバイドの解消に努めてまいりました。

秩序ある土地利用の推進では、世羅町都市計画用途地域の見直しに取組んでまいりました。

道路整備では、広島中央フライトロードの整備促進について、関係市町と連携して国土交通省及び広島県へ提案活動を行い、国県道についても、改良等が円滑に進められるよう、広島県へ働きかけてまいりました。また、町道については、町道小草樅ノ木線、重永本線等の改良を推進するとともに、維持管理において３橋の補修工事を実施し、長寿命化を図るとともに、町道草刈り作業交付金を 110 団体に交付し、地域活動を支援いたしました。

生活基盤整備では、浄化槽の設置・維持管理、飲用水施設整備、住宅リフォーム及び老朽住宅等除却を支援するとともに、町営住宅の長寿命化や火葬場の適切な維持管理に努めてまいりました。

移住・定住施策では、空き家・空き地バンク制度を中心とした相談対応や、関係人口の創出に取組んでまいりました。

公共交通では、せらまちタクシーの運行を見直しとともに、利用券の電子化により、利便性の向上を図ってまいりました。

生活の安全の確保では、町民の防災意識の向上等に努め、交通安全、防犯・暴追についても、関係機関と連携して啓発等に努めてまいりました。また、防犯機能付き電話機及び防犯対策用品等の購入支援を行い、特殊詐欺等の被害防止に取組みました。

循環型社会形成では、ごみの減量化・適正処理、リサイクルの推進等に取組んでまいりました。また、総合的な環境の保全では、既存の家庭用ＬＥＤ照明器具等の購入支援に加え、新たにシャワーヘッドや宅配ボックスの購入支援制度を創設いたしました。

長年にわたる宇津戸臭気問題については、主因と考えられる事業場が令和８年度中に閉鎖されるため、今後、地域の生活環境の大幅な改善が見込まれる状況となりました。

一般会計の最後、９ページの「地域づくり」でございます。

協働のまちづくりでは、住民参画によるまちづくり活動を進めるとともに、地

域おこし協力隊と連携し、地域課題の解決や地域資源の活用等に取組んでまいりました。

元気な地域づくり応援事業では、４つのプロジェクトが実施されるとともに、新たに６つのプロジェクトを採択し、令和８年度の取組につなげております。

自治センターについては、13 地区の住民自治組織を指定管理者として、適切な管理運営に努めてまいりました。

以上、一般会計の概要を申し述べました。

次に、９ページから 10 ページの「特別会計」及び「公営企業会計」について、申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、特定健康診査等の受診率向上や重症化予防に取組んでまいりました。また、国民健康保険税の令和７年度現年度分の収納率は 99.97％となり、県内第１位の高い水準を維持いたしました。

後期高齢者医療制度特別会計では、広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療給付や健康増進事業等に取組んでまいりました。

介護保険事業特別会計では、関係団体と連携して地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護・生活支援サービスの提供、介護予防教室の開催、地域ぐるみの健康づくり等を支援してまいりました。また、介護給付の適正化を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めてまいりました。

介護サービス事業特別会計では、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、関係機関と連携しながら、必要な調整を行ってまいりました。

公共下水道事業会計では、全体で 184,174 ㎥の汚水を処理するとともに、総延長 765.3ｍの下水道管を新設し、今東地区ほか２地区において 4.0ha の面整備を実施してまいりました。また、公共下水道事業整備計画の見直し及び経営戦略の策定を進めてまいりました。人口減少等により、今後、更に厳しい経営環境が見込まれることから、効率的な事業運営と安定した行政サービスの提供をめざしてまいります。

以上、令和７年度における各会計の決算について、概要を申し述べました。

主な財政指標は、経常収支比率が 95.2％と、前年度から 1.8 ポイント上昇いたしました。これは、人件費の上昇や物価高騰の影響などによるものでございます。一方、実質公債費比率は 9.2％と、0.3 ポイント改善し、その他の財政指標

についても、概ね健全な水準を維持しております。なお、町税の令和７年度現年度分の収納率は 99.92％となり、県内第１位となりました。３年連続で県内第１位の収納率を維持しており、これまでの取組の成果が表れたものと考えております。

一般会計に属する全基金残高は 50 億 277 万円、このうち財政調整基金残高は 21 億 4,902 万円となり、いずれも前年度末から約 4,600 万円減少いたしました。また、町債残高は 100 億 2,021 万円となり、前年度から約４億 7,000 万円減少いたしました。町債残高は着実に減少しており、令和８年度末には 100 億円を下回る見込でございます。

今後におきましても、社会情勢の変化や物価高騰などが本町の財政に及ぼす影響を注視しながら、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、将来世代への負担にも十分配慮した持続可能な財政運営に努めてまいります。また、第２次長期総合計画で積み重ねてきた成果を礎として、「世羅町第３次長期総合計画」に掲げる将来像「つなげる未来 人があつまる ふるさと世羅 ～住み続けたい町・心豊かに健康で安心して暮らせる町～」の実現に向け、地域の魅力や資源を生かしながら、町民の皆様の暮らしを支える施策を着実に推進してまいります。 －

何卒、令和７年度決算につきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

（令和８年９月７日）

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員（中洲洋輔）　議長。

○議長（髙橋公時）　代表監査委員。

○代表監査委員（中洲洋輔）　町長から審査に附された令和７年度一般会計ほか、４つの特別会計、１つの公営企業会計、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくものの２件の審査を終えまして、去る８月 25 日に審査意見書を提出することができました。

これに基づいて報告をさせていただきます。４分冊に編綴してありますので、順次ご覧ください。また、審査意見は概要のみを省略しながら朗読させていただきます。

令和８年８月 25 日

世羅町長　奥田　正和様

世羅町監査委員　中洲　洋輔

世羅町監査委員　藤井　照憲

令和７年度世羅町一般会計・特別会計決算審査の意見について

地方自治法第 233 条第２項の規定により審査に付された令和７年度世羅町の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びその付属書類並びに地方自治法第 241 条第５項の規定による基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、世羅町監査委員条例第６条の規定により、次のとおり意見を付して提出します。

以下鑑文については朗読を省略させていただきます。

１ページをお開き下さい。

令和７年度世羅町決算審査意見

第１　審査の概要

１　審査の対象

（１）　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算

（２）　令和７年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（３）　令和７年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算

（４）　令和７年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

（５）　令和７年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

（６）　令和７年度各会計証書類その他地方自治法施行令で定める書類

（７）　令和７年度基金の運用状況を示す書類

２　審査を実施した期間

令和８年７月 28 日から令和８年８月 21 日まで（実施日数６日）

３　決算書の提出時期

会計管理者から町長に対して決算書が提出された時期は、令和８年７月 14 日であり、地方自治法第 233 条第１項に定められている法定期間内であります。

第２　審査の結果

審査に付された令和７年度世羅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び

基金の運用状況を示す書類について、諸帳簿並びに証拠書類と照合審査した結果、決算数値は何れも符合しており、正確であると認めます。

また、世羅町指定金融機関における現在額と一致していることを確認しました。

一般会計及び特別会計の決算は、次表のとおりです。

次の２ページで説明させていただきます。

決算収支の状況、一般会計、歳入総額、126 億 3542 万 3340 円、歳出総額 123 億 1119 万 7738 円、形式収支 3 億 2422 万 5602 円、翌年度繰越財源 2979 万 5000 円、実質収支 2 億 9443 万 602 円。国民健康保険、歳入総額 17 億 6814 万 6255 円、歳出総額 17 億 1177 万 2393 円、形式収支 5637 万 3862 円、実質収支 5637 万 3862 円。後期高齢医療、歳入総額 6 億 8133 万 5211 円、歳出総額 6 億 7203 万 944 円、形式収支 930 万 4267 円、実質収支 930 万 4267 円。介護保険事業、歳入総額 24 億 8870 万 2114 円、歳出総額 24 億 139 万 860 円、形式収支 8731 万 1254 円、翌年度繰越財源ゼロです。実質収支 8731 万 1254 円、介護サービス歳入総額 1028 万 7325 円、歳出総額 877 万 5287 円、形式収支 151 万 2038 円、翌年度繰越財源 0、実質収支 151 万 2038 円。

下の表の単年度収支 5697 万 401 円、積立金 1 億 2272 万 8328 円、積立金取崩額 1 億 6900 万、実質単年度収支 1069 万 8729 円。

下段におりましてマイナス 384 万 4386 円、積立金取り崩し額 1000 万、実質単年度収支マイナス 1384 万 4386。下段におります。実質単年度収支 305 万 8440 円。下段におります。マイナス 550 万 7169 円、積立金 2147 万 5049 円、実質単年度収支が 1596 万 7880 円。下段におります。108 万 933 円。実質単年度収支が 108 万 933 円です。

次の３ページから７ページは朗読を省略させていただきますご一読ください。

８ページをご覧ください。

４財政状況、ア財政力指数４行目をご覧ください。令和７年度の財政力指数は 0.31 で、前年度より 0.01 下がっています。イ実質収支比率４行目をご覧ください。令和７年度の実質収支比率は 3.9％で前年度に比べると 0.7 ポイント上がっています。

ウ経常収支比率６行目をご覧ください。令和７年度の経常収支比率は 95.2％

で、前年度に比べて 1.8 ポイント上がっており、高水準であります。なお減収補てん債及び臨時財政対策債発行可能額を除いた経常収支比率は、括弧書きで記載していますが 95.2％で、前年度に比べて 1.6 ポイント上がっています。

実質公債費比率は次のオ　将来負担比率とともに別冊の財政健全化に関するものです。説明します。実質公債費比率は、普通会計（一般会計）の地方債元利償還金や、上下水道等の公営企業が地方債の償還財源に充てた繰出金や世羅中央病院企業団が起こした地方債償還に充てた負担金、また債務負担行為が行われた中で、公債費に準ずるものが含まれています。

令和７年度の実質公債費比率は 9.2％で、前年度と比べて 0.3 ポイント下がっています。許可団体とならない 18％の範囲内であります。オ将来負担比率、一般会計等が将来に負担することとなっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものです。

令和７年度の将来負担比率は 0.7％で、前年度に比べると 1.5 ポイント下がっています。

９ページをお開きください。

（２）町債・基金の現在高　ア町債、令和６年度に農業集落排水事業会計は公営企業会計へ統合され、町債の額は、令和７年度末で 100 億 2020 万 8718 円となり、前年度末に比べて 4 億 6995 万 0732 円減少しています。

また、一般会計の年度末現在高 100 億 2020 万 8718 円の内、本来は普通交付税で交付されるべき額が起債とされている臨時財政対策債が 30 億 3085 万 9820 円で、その占める割合は 30.2％となり、これが含まれています。

イ基金　基金の令和7年度末一般会計現在高は、50 億 277 万 857 円です。

特別会計では、国民健康保険事業の現在高が 2 億 6999 万 7240 円、介護保険事業の現在高が 4 億 7818 万 976 円であります。

全会計における基金の現在高は、57 億 5094 万 9073 円で前年度に比べて 3474 万 453 円の減となっています（ただし、特定目的基金は除きます）。

5　特定目的基金の運用状況について

地方自治法第 241 条第１項に基づく特定目的基金について同条第５項の規定により

報告します。

（1）世羅町土地開発基金

基金総額は5000万円で、全て現金であります。

（2）世羅町肉用繁殖牛新特別導入事業基金

基金総額は750万円で、現金は496万200円（前年度4,342,200円）、牛は4頭の253万9800円（前年度5頭の3,157,800円）であります。

10ページをお開き下さい。

第３　審査の意見

１　不納欠損処分について、町税126万6458円、国民健康保険税55万8065円、介護保険料35万856円、並びに世羅町債権管理条例（令和８年３月５日条例第11号）の適用により、生活保護費23万6720円が債権放棄のうえ不納欠損処分され、合計額が241万2099円となり前年度よりも増加していますが、生活保護費を除いた場合は、217万5379円と減少しています。また、令和５年度921万6300円、令和４年度677万4798円と比べ減少しています。現状のような早期の収納対策を継続される必要があります。

２　還付未済額を除いた収入未済額は、一般会計分では、町税511万3410円、生活保護費返還金78万5819円、国営造成事業滞納繰越分3730万3741円、住宅使用料45万9400円、給食事業収入16万1220円の計4382万3590円。

特別会計分では、各還付未済額を含め国民健康保険税224万3653円、国民健康保険一般被保険者返納金25万2529円、後期高齢者医療保険料10万2038円、介護保険料18万3220円の計278万1440円の合計4660万5030円であります。令和６年度5205万3043円、令和５年度6065万2583円と比べ減少傾向にあり、収納対策に努められております。

特に国営造成事業滞納繰越分、国民健康保険税及び介護保険料の収入未済額の減少は顕著ですが、給食事業収入は対象の食数の増加が顕著であり、小学校の給食無償化が開始されましたが、債権管理に関して、時々の現状把握と収納へ向けた相手方への働きかけ方法の見直しが急務であります。引き続き早期の対応により、未納や不納欠損処分に至らない対策が必要です。国営造成事業滞納繰越分は、現在６名であります。納入計画により納付されており、令和７年度に436万円収納されております。しかしながら完納までに多年を要する状況でありま

す。

３　町税の収納状況で特に現年度分（過年度を含む）は町民税 99.94％、法人町民税は５年間 100.00％、固定資産税 99.87％、軽自動車税４年間 100％、特別会計の現年分の収納では、国民健康保険税 99.97％及び介護保険料 99.99％と町税及び国民健康保険税いずれも広島県内で最高位の収納を行っています。引き続き、高収納率の維持により、住民の利益と負担の公平性を保っていただきたい。

４　公有財産では、土地の処分は進められておりますが、建物については統合や譲渡を含め早急な措置対応が必要であります。また、建築物が立地する借地の解消に努力いただきたい。

５　予算の不用額については、令和７年度一般会計では 2 億 8511 万 9262 円対予算比 2.2％、特別会計の合計は 1 億 9558 万 4516 円であり、予算額計 49 億 9169 万 1000 円に対して 3.9％であります。一般会計と特別会計の総合計で４億 8070 万 3778 円と微増しています。事務事業のうち、中止・延期・変更になった場合は、明確になった時点で減額補正を行うなど予算管理が必要であります。また、繰越明許費繰越計算書の作成時点までに不用額を精査して減額する措置を実施されたい。

６　世羅町債権管理条例の制定並びに債権管理体制の整備が進められております。今後これらの成果が期待されます。関係課においては、人事異動や少人数職場での債権の回収へ影響が生じないように更なる連携が望まれます。

次に公営企業会計決算意見書をご覧ください。

令和７年度公営企業会計決算審査意見

第１　審査の概要

１　審査の対象

（１）　令和７年度世羅町公営企業公共下水道事業会計決算

（２）　令和７年度会計証書類その他公営企業法施行令で定める書類

２　審査を実施した期間

令和８年７月 24 日（実施日数１日）

３　決算書の提出時期

公営企業出納員から町長に対し決算書が提出された時期は、令和８年５月 29

日で地方公営企業法第30条第１項に定められている法定期間内であります。

第２　審査の結果

審査に付された令和７年度世羅町公営企業公共下水道事業会計決算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、政令で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）について、諸帳簿並びに証拠書類と照合審査した結果、決算数値は何れも符合しており、正確であると認めます。

また、世羅町指定金融機関における現在高と一致していることを確認しました。

公営企業の決算は次のとおりです。

（１）決算の状況　収益的収入及び支出、事業収益２億8148万8000円、決算額２億8325万4576円、事業費用３億1770万6000円、決算額３億1568万24円です。

資本的収入および支出、資本的収入２億2566万8000円、決算額２億1883万1000円、資本的支出２億3140万8000円、決算額２億2046万6898円。

（２）経営状況並びに（３）財政状況はご一読ください。３ページをお開きください。

施設利用率34.9％、最大稼働率52.1％、流動比率278.8％、当年度減価償却率2.9％、経常収支比率88.8％、営業収支比率15.0％、次の４ページをお開きください。

第３　審査の意見

１　公共下水道事業会計

（１）公共下水道事業会計としては、下水道事業として、開削工による今東地区（３工区－２）、栄町地区（５工区）、大田町地区及び栄町地区（６工区）の下水道管新設工事を実施しています。

（２）汚水処理量が年間18万3796㎥から18万4174㎥となり、全体で378㎥増加しています。１日平均汚水量505㎥となり、１日最大汚水量755㎥となっています。

（３）事業計画区域112.1haの面的工事が110.5ha完了し、進捗率は98.6％であります。接続世帯割合は農業集落排水事業による整備区域を含め55.3％となっています。完了地区は早期に接続を行い、事業効果が現れるように奨励してい

ただきたい。

（４）下水道使用料の未収金は、現年度分（納期未到来分を含む)は、921 件 469 万 2897 円、過年度分（平成 26 年度分から令和６年度分まで）は、252 件 109 万 7528 円となっています。

未収金合計は 1,173 件 579 万 425 円となり、前年度(1,315 件 656 万 3262 円）と比較すると件数は 142 件、未収金額は 77 万 2837 円、それぞれ減少しています。

引き続き未収金の収納対策を行っていただきたい。

２　まとめ

（１）公共下水道事業による営業収益は、令和６年度の 4185 万 2696 円に比べ、令和７年度は 4393 万 2110 円と 207 万 9414 円の増となっておりますが、主には世羅小学校への接続と世羅学校給食センターの稼働開始によるものであります。今後の収益構造の改善を図るためには、整備済みの区域内への公共・民間事業者を含めて誘導するための方向性を示す施策・計画が求められます。

（２）世羅町債権管理条例（令和８年３月５日条例第 11 号）の制定により、債権回収へむけた体制整備が進められております。

（３）農業集落排水事業で整備された施設について、令和７年度から改修に向けた業務を開始されています。今後、維持管理に必要な経費もふまえたうえで、利用者の減少も見据えた収益構造の見直しを進める必要があります。

次に財政健全化審査意見書をご覧ください。

令和７年度　財政健全化審査意見書

１　審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付されたつぎの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

（２）　個別意見

ア　実質赤字比率について

実質赤字比率は該当せず、早期健全化基準の 13.87％と比較すると、これを下回っています。

イ　連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は該当せず、早期健全化基準の 18.87％と比較すると、これを下回っています。

ウ　実質公債費比率について

実質公債費比率は 9.2％となっており、早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを下回っています。

エ　将来負担比率について

将来負担比率は 0.7％となっており、早期健全化基準の 350.0％と比較すると、これを下回っています。

（３）　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

次に令和７年度　経営健全化審査意見書をご覧ください。

令和７年度　経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。

２　審査の結果

（１）　総合意見

審査に付されたつぎの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

（２）　個別意見

ア　資金不足比率について

資金不足比率はいずれの会計も該当せず、経営健全化基準の 20.0％と比較すると、なお良好な状態にあると認められます。

（３）　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

以上で決算審査結果の報告とします。

○議長（髙橋公時）　以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第44号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「６件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第１項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号　令和７年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について　から、議案第49号　令和７年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について　までの「６件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第１項の権限を委任のうえ、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、

１番　亀田知宏議員　　２番　佐倉悠希議員　　３番　矢山　靖議員

４番　宗重博之議員　　５番　佐々木浩康議員　６番　福永貴弘議員

７番　向谷伸二議員　　８番　上本　剛議員　　９番　松尾陽子議員

11番　田原賢司議員

以上10名を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第９条第１項の規定

により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

ここで休憩とします。再開は１３時００分とします。

休　　憩　１１時５５分

再　　開　１３時００分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第17　議案第50号　令和８年度世羅町一般会計補正予算（第２号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案23ページをお開きください。

議案第50号

令和８年度世羅町一般会計補正予算（第２号）

令和８年度世羅町一般会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ287,346千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,657,924千円とするものでございます。

歳入は、町税49,320千円、分担金及び負担金5,500千円、国庫支出金65,992千円、県支出金27,353千円、寄附金3,100千円、繰入金66,970千円、繰越金44,430千円、諸収入7,238千円、町債70,300千円を増額し、地方交付税52,857千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費28,913千円、農林水産業費82,264千円、土木費76,776千円、消防費1,448千円、教育費28,790千円、災害復旧費63,600千円、予備費15,500千円を増額し、議会費407千円、総務費7,174千円、衛生費2,022千円、商工費

342千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　36ページをお願いします。36ページ農業振興費について伺います。

米価の概算金が明らかになって、今後の農業経営を心配する声をさまざまに伺う中で、農業経営継続支援事業費として4950万円計上されています。また今回の補正では、野猪等被害防止対策事業補助金や、農林業振興対策事業補助金、指定管理鳥獣対策交付金など、被害防止から環境整備、捕獲まで幅広い対策が含まれていると感じています。今回の補正を、農業経営の継続を支えるものとして、町はどのように評価しているのか伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　今お伺いしておりますものでございますが、特に大きなものが、先日の全協でもありましたように農家支援事業でございます。こちらは物価対策、高騰対策によりまして国の補助金を使いまして、農家の方を支援するというものでございます。これは国費でございます。後につきましてはそれぞれたとえば野猪等被害防止対策等ですね、こういったものにつきましては全部補助金として一律負担をするものでございますが、確かに農業は今、担い手不足も当然でございますが、飼料、肥料等、機械器具高騰によりまして非常に厳しい状況であるところへこういった補助金、国の補助金をいただくというのは非常に大変喜ばしいと感じております。また、自ら鳥獣対策も行っていただくもので、わずかながらですが、町から支援をさせていただくということで農家の方々の生産意欲を少しでも維持できればいいと思っておりましてこれにつきましては大変評価をしておるところでございます。以上でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　私のほうからは工事名が示されませんでしたので、その点についてお伺いしたいと思います。42 ページの工事請負費、道路維持修繕工事費が 6000 万、それから 54 ページの８年農業災害復旧費として、2460 万と 3900 万が挙がっているんですが、これはそれぞれどの箇所についての工事になるのか、お答えいただければと思います。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）建設課長。
○建設課長（福本宏道）　それでは建設課から、まず 42 ページの道路維持費、工事請負費についてお答えいたします。こちらにつきましては、災害発生を抑えるために、緊急自然防止対策事業債を活用しまして、道路の構造物を改修するものでございます。
　このうち法面を改修するものが２件、それから道路側溝を改修するものが３件ございます。
　場所につきましては、町道西垣内線の法面、それから町道安田賀茂線の法面、それから町道青山陰地線の道路側溝、町道寺町沖線の道路側溝、最後に町道水越線の道路側溝を改修するものでございます。
　続きまして、54 ページの公共土木施設災害復旧費の工事請負費についてお答えいたします。こちらは財政課長を説明したとおり、令和８年６月 24 日から 26 日の豪雨により被災したもので、工事箇所は全部で６か所、このうち道路４か所、河川２か所でございます。
　河川につきましては、出水川、それから片田川でございます。道路につきましては、青近３号線、赤羽根線、壱之谷線、尾道自動車道側道８号線、合計６か所でございます。以上でございます。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　産業振興課から 54 ページ農業災害復旧でございます。こちらは今年の６月にありました豪雨災害により被害を受けた農地６件、施設２件となっております。場所でございますが、農地につきましては、宇津戸が１件、それから中原が２件、西大田ですね、が２件、それからこれは寺町なんですが、池田のほうですがこちら農地が 1 件、それから津田が農地が２件

となっております。合計で農地、施設ともで８件の補正でございます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　53 ページの 14 款予備費についてなんですが、1550 万の増額となっておりますが、こちらの内容についてお伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。予備費につきましては、補正予算を待てない、予算の流用とかもできない案件につきまして、緊急の案件につきましては、予備費、当初予算では 3000 万円予算をしておりまして、それをそうした経費に予算を振り分けて、それにより執行しているものとなっております。この予備費についてでございますが、今現在、この補正前でおよそ 1500 万円程度、既に予備費を他の科目に振り分け充用しております。ですので、予備費の残りが 1500 万円程度となっております。

今回も補正予算の中では災害復旧等の経費を計上させていただいておりますが、これからの台風、それから秋雨前線等のシーズンにおきましても、災害等が出かねない。そうした場合には早期に測量設計等を行い、国の補助金等をいただくために、査定設計等を早期にしていかなければならないので補正予算を待てないといったような案件等もございますし、大雨等では避難所等の対応等も急遽経費が必要となる可能性がございます。1500 万円程度の予備費の残額ではなかなか対応しきれない可能性もありますので、当初の予算計上しておりました 3000 万円程度まで回復させるということで、今回 1550 万円を計上させていただいているものでございます。以上です。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はありませんか。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　52 ページ教育費の保健体育総務費の世羅高校陸上競技部駅伝復活プロジェクト補助金についてなんですが、こちらの今回の寄付を寄せられた背景と、あとはこちらの寄付金の具体的な支援内容が決まっていればお

伺いしたいと思います。

併せてこちらは寄付による単年度のことになるのか、世羅高校の陸上部継続的に応援していくものになるのか、併せてお伺いします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　それでは、私からは寄付の集められた背景ということでご質疑をいただきましたので、その点についてお答えをさせていただきます。６月議会におきまして、全員協議会でもこの寄付のことについてはご説明をさせていただいたところでございます。

世羅高校陸上競技部駅伝復活プロジェクトということで、世羅高校の後援会のほうで企業版ふるさと納税を活用して、このプロジェクトに対して町から支援をしていただきたいということで、この企業版ふるさと納税については後援会のほうが自ら足を運ばれて、集められた金額でございます。私からは以上でございます。

○議長（髙橋公時）　企画課長、単年度かと聞かれたので、一応それだけ。

○企画課長（藤川道代）　失礼いたしました。単年度の事業かというご質問に対してでございます。ただ今企業版ふるさと納税については国が令和 10 年度までということで一旦はそのようにお聞きしておりますので、令和 10 年度までは継続ということで現時点では考えているところでございます。以上でございます。

○社会教育課長（向原孝樹）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（向原孝樹）　私のほうからはこの補助金の支援内容についてご説明をいたします。こちらはですね、世羅高校陸上競技部駅伝復活プロジェクトということで、世羅高校の陸上競技部に対して、陸上競技部選手の育成強化にかかる費用に充てるものでございます。こちらの育成強化ということで、指導者の出張旅費ですとか、遠征にかかる費用等々もこの対象のほうには含まれております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　それでは同じく 52 ページ、委託料で給食センター運営業務についてお伺いします。

493 万 1000 円、この金額は当初予算の積算時点で予測できなかった経費なのか、あるいは年度途中で新たに発生した事情によるものなのか、その使い道をご説明ください。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　お答えいたします。こちらはですね、契約書の中で物価改定によって委託料の変動を行うということになっておりましたので、それを受けての計上ということになっております。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　９から 10 ページで、地方交付税が減額になっておりますが、この要因はやはり人口減だけなのか、他に何か要因があるのか、教えてください。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。令和８年度の普通交付税につきましては、令和７年度の当初決定が毎年７月にあるんですが、昨年度の７月に決定されました金額を基礎として、令和８年度の国の動向等を踏まえた上で、前年度、令和７年度の当初決定額に対しまして１％から６％程度の伸び率を試算した上で、複数のケースによりそういったものを想定してまいりました。その上で当初予算編成時点では、今後の当初決定までに至る算定額の変動や、その後、令和３年度以降は 12 月頃に国が補正をした上で追加交付をすることがあるのですが、そういったことが毎年続いている状況もありまして、そういった追加交付の可能性もあるということも考慮しまして、令和８年度の交付税につきまして、47 億 500 万円と見込んで当初予算に計上したものでございます。

この決定額につきましては、昨年度の当初の決定額から約 1.5％程度の増額を見込んだ形となっております。結果的に今年度の普通交付税の７月にありまし

た当初交付決定が約46億200万円程度となりまして、令和７年度の当初の決定額と比較しまして3000万円程度、率にして0.7％程度の減となっております。この点ちょっと見込んだ部分がちょっと多めに見すぎていたというところがあるので、その点は反省しないといけないと考えております。これにより当初予算の計上額47億500万円に対しましては、本来でしたら１億200万円程度減額しないといけないとなるわけでございますが、先ほど申しましたとおり、令和３年度から昨年度まで、国の経済対策等の関係で、普通交付税も追加交付をなされております。

今年度におきましても、まだ今の時点では国の動向等が見えてきませんので、追加交付があるかどうかもまだわかっておりませんが、その可能性もまだ捨てきれていないということで、今回減額幅の約半分程度を減らさせていただき、今後の国の動向を見定めながらそれによって追加交付があれば、それの額に増額する。またなければ、再度減額の補正をさせていただくということで考えております。

今後更に予算編成時の数字、金額の精度を高めるよう努めてまいりながら、このようなことができる限りないようには今後していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　私のほうからは16ページと26ページから。一つは、21諸収入の雑入のところの返還金、先ほど設備投資補助金ということだったんですが、これが返還金が発生した要因とですね、総務費、徴税費の中の、26ページのところの償還金及び還付加算金、これが発生した要因を伺います。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　それでは私のほうからは、雑入の返還金の部分につきましてお答えをさせていただきます。こちらの返還を生じた要因でございますけども、令和６年度に補助金としまして1000万円交付した者におかれまして、会社の経営統合によりまして、本町における事業を令和８年３月31日をも

って廃止をされたところでございます。当該補助金の交付要綱により事業を廃止した場合にあっては、補助金の返還を求めることにしておりまして返還を求めたものでございます。以上でございます。

○税務課長（小林英美）　議長。

○議長（髙橋公時）　税務課長。

○税務課長（小林英美）　24 ページの賦課徴収費の償還金についてでございます。それの還付金及び還付加算金についてでございます。

こちらにつきましては、現在の執行状況について主なものについて説明をさせていただきます。

令和８年３月までに予定申告により納付があった法人町民税において、確定申告によりまして、中間納付または見込み納付が減額になったもの、また町県民税では確定申告等によりまして、令和７年度までのものについて所属の変更、扶養の控除、医療費控除などによりまして、町県民税が減額になったため還付をしております。

今現在予算残額が約２万円程度となっている状況でございます。各税目還付が発生した場合に、日数によりまして還付加算金が発生する場合がございますので、早急に事務を処理する必要がございますので、今後申告等により還付が発生する見込みを含めて 120 万円計上させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　先ほどの設備投資補助金、聞き間違いかどうか再確認なんですが、1000 万円交付して返還金は 720 万何がしという、差額のところはどうなるんでしょう。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　差額の部分といいますか、返還額の算定につきましてお答えをさせていただきたいと思います。1000 万円を交付しまして、その設備にかかる耐用年数、そういったところを２年経過しておりますので、それに

よりまして、残存価額をもって返還を命じたところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　これ残存価額を算定しているということで、その設備そのものは、その当事者、事業者の資産ということで、たとえば売却とかも自由になるということなんでしょうか。

○商工観光課長（山崎　誠）　議長。

○議長（髙橋公時）　商工観光課長。

○商工観光課長（山崎　誠）　売却についてでございますが、現在設備は置かれておりますし、またこの件にあたりましては事業も継続されるのかどうかというところも当該の者と聞き取り調査もさせていただきましたが、当面他のほうへの譲渡もなく、また、そうは言いましても、再稼働の予定はないということで返還命令をしたところでございます。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○４番（宗重博之）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　４番　宗重博之議員。

○４番（宗重博之）　52 ページ、先ほど同僚議員が質問いたしました世羅高校陸上競技部駅伝復活プロジェクト補助金について伺います。ちょっとこれネーミングの問題なんですけど、復活ということがちょっと気にかかります。というのも、復活というのは死んだものが蘇るとか生き返るとか、あるいは廃止したものを再生するという意味合いが強いのでこの意味合いでいきますと、駅伝復活とは具体的に何を復活させるのか。先ほど育成強化というふうにおっしゃいましたけれども、６月の中では優勝回数の更新と目標、それから民間指導者の招聘、スカウト活動の充実を目標に挙げられておりましたけれども、この育成強化 310 万でどのような効果を得ようとしているのかという、復活ということに対してご意見を伺います。

○社会教育課長（向原孝樹）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（向原孝樹）　お答えいたします。復活プロジェクトの復活というネーミングについてなんでございますけれども、こちらにつきましては、世羅高校陸上競技部のほうでネーミングをされております。込められている思いといたしましては、古豪復活で古豪復活優勝と、優勝回数の更新ということで、再度ですね、優勝ができることを願って付けられたものであるというふうに伺っております。

こちらのプロジェクトでございますけれども、今年度新たに指導者を招聘しておりまして、こちらの指導者が、これまでは学校の先生とか、そういった立場の方がされておりまして、ある程度の経費につきましては、学校のほうでの対応ということもできておりました。現指導者につきましては、全くのそういった立場の方ではございませんので、こういった指導者がスカウト活動する場合にかかる費用というのは、こちらのほうから支出をせざるを得ないということで、そういったスカウト活動が陸上競技部の有望な選手を呼んでくることによって、優勝を目指せるチームになるということでこのプロジェクトにおいては、活動をされているという状況でございます。以上です。

○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　ちょっと続きをお伺いしたいんですけれど、補助金ですので、当然要綱があって、補助金の報告書が出てくる。その際、310万円という額の成果報告書っていうのはどのような取り扱いを考えておられるのかお伺いします。

○社会教育課長（向原孝樹）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（向原孝樹）　お答えいたします。こちらの補助金につきましては補助金交付要綱を策定いたしまして、これに則って補助金の交付をさせていただくように考えてしております。またこちらの実績報告等の取り扱いということなんですけれども、補助金交付要綱に則って適切に取り扱うということにはなるんですけれども、こちらの実績についてはきちんと確認はさせていただくということにしております。

○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　先ほどスカウトに要する経費と、このように言われたと思うんですけれど、当然スカウトだったら、当然手土産もいる。そういったものも一つ一つ報告書で報告を受けると見てよろしいでしょうか。
○社会教育課長（向原孝樹）　議長。
○議長（髙橋公時）　社会教育課長。
○社会教育課長（向原孝樹）　お答えいたします。この補助金の対象になった経費につきましては、きちんと実績報告のほうで上げていただくということになりますので、そういった経費につきましても、もし計上されているようでしたら、きちんと報告をいただくということになります。以上でございます。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　言っちゃ悪いんですけど、手土産までね、細かく報告書をもらうというたらスカウトできなくなるでしょう。もう少し大まかな補助金にして、生徒が集まるような運用の要綱にしていただければ、結局世羅高校のためになるし、町も元気になるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。
○社会教育課長（向原孝樹）　議長。
○議長（髙橋公時）　社会教育課長。
○社会教育課長（向原孝樹）　お答えいたします。この復活プロジェクトの補助金につきましては今年度から新たに作られたものでございまして、今後ですね、運用していく中でさまざまな改善等も図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はございません。
○２番（佐倉悠希）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　９ページ歳入の第１款第１項１の町民税個人の補正額が4932 万円となっておりますが、この要因をお伺いしたいのと、あともう１点、36 ページの下のほうの農家支援事業についてなんですけれども、この交付金の算出についてなんですが、こちらがですね、全協の資料の申請書の発送のところ

で営農計画書や農地台帳等から把握した作付面積、交付金額をあらかじめ印字し対象者へ郵送するとあるんですけれども、農地台帳は、私の記憶では登記面積だったと記憶しているんですけれども、法面とかのそういう面積が含まれているかと思うんですけど、これまでの資料を読む限りでは作付面積のみなので、法面の面積が対象外になるのかなと思ったんですが、その確認と、あと維持管理している面積は対象外とされるということでよろしいでしょうか。

○税務課長（小林英美）　議長。

○議長（髙橋公時）　税務課長。

○税務課長（小林英美）　それでは私のほうから、９ページ10ページにあります町民税の個人の部分についてでございます。主な要因つきましては、給与所得及び農業所得の増によるものでございます。給与所得につきましては、前年比と同額程度を見込んでおりましたけども、現在のところ1.6％の増額となっております。また、特に世羅町の基幹産業であります農業所得についてでございます。米の概算金が令和６年分と令和７年分に比べて１袋4500円の増となっております。このことによりまして農業所得が大幅な増額となっております。

　町民税につきましては、所得に応じて課税される所得割と一定の税額が課税される均等割がございます。この農業所得を見てみますと、令和７年度と比較しますと、均等割のみ、所得割のみ、所得割の納税者についてどちらも約100人程度増えております。このように課税の納税義務者が増えていることから、4932万円の増額補正するものでございます。以上でございます。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　私のほうから36ページ、農家支援事業についてお答えをいたします。先日の全協でご説明しましたところでございますが、面積のこの台帳は農業再生協議会が、営農計画書を持っておりますので、こちらからいただいた面積を基礎としております。この中はいわゆる水田面積の水張り、作付面積ですね。であります。大きな圃場整備をしまして法面が大きい場合、この場合はその法面は登記上、原野として登記をされておるものがあります。こういったものは除いております。またあくまでもこれ水稲を作付けした場所のみでございますので、いわゆる自己管理保全ですね。自己保全の土地につきまして

は対象とはなっておりません。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　水稲のみですか。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　失礼しました。これは水稲のみではなくて、畑作も対象となっております。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　他に質疑はございませんか。
○７番（向谷伸二）　議長。
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　42 ページの道路維持費なんですけど、草刈り倒木処理業務 963 万 7000 円、これの内容を教えていただきたいのと、それから 46 ページの上段の老朽住宅除却等事業費補助 360 万円、これの件数というか、内容。もしできれば今年度これまでのトータルでどれぐらい発生しているのかも併せてわかれば教えてください。
○建設課長（福本宏道）　議長。
○議長（髙橋公時）　建設課長。
○建設課長（福本宏道）　それでは建設課からお答えします。初めに 42 ページの道路維持費の草刈・倒木処理業務 963 万 7000 円の補正でございますが、こちらにつきましては、支障木の影響が著しい町道三原中島線それからサルスベリ街道、通称サルスベリ街道であります東幹線について大規模に支障木の伐採を補正予算により追加して発注するものでございます。
　続きまして、46 ページの老朽住宅除却等事業費補助金でございますが、こちらにつきましては、本年度８件の除却を見込んでおりましたが、もう既に予算の上限に達しましたので、今年度に新たに除却の交付申請の要望があった件数につきまして、今見込んでいるのが３件でございますが、追加して補助金を交付したものでございます。以上でございます。
○議長（髙橋公時）　ほかに質疑ありませんか。
(「なしの声」あり)
　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。　討論は、ありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

次に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員　であります。

したがって、議案第50号　令和８年度世羅町一般会計補正予算(第２号)　は原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第51号　令和８年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案24ページをお開きください。

議案第51号

令和８年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 28,656 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,681,707 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 739 千円、繰越金 56,372 千円、国庫支出金２千円を増額し、国民健康保険税 8,149 千円、繰入金 20,308 千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費 50 千円、保健事業費１千円、予備費 43,354 千円を増額し、総務費 14,749 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　10 ページお願いします。10 ページの基金繰入金と前年度繰越金について伺います。前年度繰越金 5637 万 2000 円が生じた主な要因について、歳入の増加によるものなのか、歳出の不用額などによるものなのか具体的に伺います。さらに、基金繰入金が 486 万 9000 円減額されています。これは前年度繰越金先ほどの 5637 万 2000 円が財源として活用されることで、当初予定していた基金の取り崩しを、ほぼ行わなくても、今年度の国保会計が運営できると判断したものと理解してよいのか、そのあたりを伺います。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。10 ページの基金繰入金と、前年度繰越金についてでございます。まず、前年度繰越金 5600 万円につきましては、そのうち、令和７年度の保険給付費の執行残約 1800 万円を繰り越しております。また、令和７年度予備費に計上しておりました約 3800 万円、こちらもそのまま繰り越しをしております。

この予備費につきましては、予算に不足が生じないよう、保険給付費の約３％を計上し、運用をしております。保険給付費が毎月支払のほうが 7000 万円から約 1 億円という支出額に差が生じておりますので、予算執行上、予備費に保有をし、予算不足が生じた際に予備費を充用し支払いを行っております。

今回基金繰入金につきましては、当初予算計上時には納付金の財源として 487

万円不足をしておりましたので、基金繰入れで対応をするよう計上しておりましたが、議員おっしゃいますように繰越金のほうが 5600 万円ございますので、こちらの繰越金を充当し、納付金の財源に充てるようしております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員　であります。

したがって、議案第 51 号　令和８年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は　原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は２時２５分であります。

休　　憩　　１４時１０分

再　　開　　１４時２５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

現在、音声、映像に不具合が生じておりますので、暫時休憩といたします。再開は２時４５分といたします。

暫時休憩　　１４時２５分

再　　開　　１４時４５分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど音声並びにシステムに不具合が生じて大変ご迷惑をおかけいたしました。引き続き会議を再開いたします。

日程第19　議案第52号　令和８年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案25ページをお開きください。

議案第52号

令和８年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）

令和８年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ19,624千円を増額し、歳入歳出それぞれ750,521千円とするものでございます。

歳入は、保険料868千円、繰入金2,648千円、繰越金9,303千円、諸収入6,805千円を増額し、歳出は、総務費2,648千円、後期高齢者医療広域連合納付金8,471千円、諸支出金8,505千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員）

賛成全員　であります。

したがって、議案第 52 号　令和８年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）は　原案のとおり可決されました。

日程第 20　議案第 53 号　令和８年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案 26 ページをお開きください。

議案第 53 号

令和８年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 91,211 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,620,182 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 37 千円、国庫支出金 62 千円、県支出金 31 千円、繰入金 3,770 千円、繰越金 87,311 千円を増額し、歳出は、総務費 2,855 千円、基金積立金 21,569 千円、地域支援事業費 414 千円、諸支出金 66,373 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　13 ページをお願いします。13 ページ償還金及び還付加算金 4688 万円、これについて伺います。まず、償還金及び還付加算金の内訳、国・県への還付と保険料還付それぞれの金額と、多額となった主な理由を伺います。併せて、介護保険給付費は当初の見込みに対して実績額がそれぞれいくらだったのか伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは 13 ページ、14 ページの償還金及び還付加算金の償還金 4688 万円についてお答えをいたします。

まず償還金の内訳ですが、償還金は、保険給付費と地域支援事業分でございます。保険給付費の内訳としましては、国庫負担金 2228 万 1720 円。社会保険診療支払基金交付金 1023 万 7867 円、県費負担金 767 万 3046 円でございます。

地域支援事業分の内訳は、国庫補助金 292 万 2725 円、支払基金交付金 210 万 8138 円、県費補助金 165 万 6637 円でございます。

この理由でございますが、介護保険事業では、給付費等の財源を国・県支払基金等から給付費等の一部が見込みで交付をされてきます。しかしながら年度が終わりますと、実際に使った給付費等が確定し、負担割合に応じて本来受けるべき額が計算し直されます。その結果、見込みより多く交付されていた場合は返還することとなります。令和７年度分につきましては、見込み額の 94％程度の実績となりましたので、見込みより多く交付されていたため、償還金が生じております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員であります。

したがって、議案第53号　令和８年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は　原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第54号　令和８年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案27ページをお開きください。

議案第54号

令和８年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,512 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,152 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 1,512 千円を増額し、歳出は、諸支出金 1,512 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　８ページと 10 ページの前年度繰越金と他会計繰出金について確認させてください。

前年度繰越金が 151 万 2000 円。まずこれについて伺います。これは介護サービス事業のこの収支の結果として生じた剰余金という理解でよろしいのでしょうか。その剰余金が生じた要因、このあたりを伺います。そして他会計繰出金としての金額を、一般会計へ繰り出すことになっています。この繰り出しを行う理由について伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは８ページと 10 ページの繰越金と繰出金につきましてご説明をいたします。まず 10 ページの繰出金 151 万 2000 円につきましては、介護サービス事業特別会計につきましては、地域包括支援センターにおいて実施しております介護予防支援に係る会計を行うものでございます。具体的には、介護予防支援に従事している地域包括支援センターのケアマネの人件費や、居宅介護支援事業所への委託料などがございます。一方歳入につきましては、介護予防支援を実施した際に得られる介護予防支援費を国保連から受け入れております。

これらの収入だけでは、事業費にとりわけケアマネの人件費に不足が生じるため、その不足分につきましては、年度当初に一般会計から繰入れを行っております。

年度終了後に決算で繰入れすぎとなった額につきましては、一般会計へ返還するものでございます。この理由につきましては昨年の11月末にケアマネが１人退職をしたことによるものでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員　であります。

したがって、議案第54号　令和８年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は　原案のとおり可決されました。

日程第22　議案第55号　令和８年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第１号）　を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（広山幸治）　議長。

○議長（髙橋公時）　上下水道課長。

○上下水道課長（広山幸治）　議案28ページをお開きください。

議案第55号

令和８年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

令和８年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出

する。

令和８年９月７日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ6,027千円を減額し、収入248,424千円、支出286,310千円とするものでございます。

収入は営業外収益6,027千円を減額し、支出は営業費用6,027千円を減額するものでございます。

資本的収入77千円を減額し、収入115,697千円とし、資本的支出154千円を減額し、支出116,453千円とするものでございます。

収入は負担金77千円を減額し、支出は建設改良費154千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。　討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成又は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員　であります。

したがって、議案第55号　令和８年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第１号)　は　原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、９月 18 日午前９時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散　　会　　１６時０５分